

別紙：

大手酒類メーカーグループ一覧（暫定）

本則 第6章に基づくネガティブリスト

バージョン：1.0 / 本則「国内クラフトジン蒸留施設 算定基準書」第6章に基づく /

判定時点：各年12月31日時点 / 管理者：クラビ

文書名	本則 第6章に基づくネガティブリスト
版	1.0
制定日	2026年6月17日
管理者	クラビ

原稿出典: 別紙 大手酒類メーカーグループ一覧 v1_0.md

目次

各項目をクリックすると該当箇所へ移動します（Word／Googleドキュメント対応）。

- 1. 本別紙の位置づけ
- 2. 一覧
 - ・ 表1：大手として除外するグループ（暫定確定）
 - ・ 表2：判定検討中（確定まで保留リスト扱い）
 - ・ 表3：大手に該当しないことを確認済みの紛らわしい事例（参考）
- 3. 変更履歴
- 4. 今後の検討事項（確定基準の策定に向けて）

1. 本別紙の位置づけ

本別紙は、本則第6章（大手酒類メーカーの判定・暫定運用）に定めるネガティブリストである。本別紙の「表1」に掲げるグループに属する事業者、および当該グループが過半の議決権を保有する事業者の施設は、算定から除外する。資本関係は基準日時点で判定する。

本別紙の追加・削除は管理者が行い、第3章の変更履歴に記録する。大手判定の確定基準（生産規模・資本独立性の閾値）が本則第6章に基づき策定された時点で、本別紙は確定基準による判定に置き換える。

2. 一覧

表1：大手として除外するグループ（暫定確定）

全国規模で酒類を製造・販売し、大手であることに実務上争いがないと管理者が判断したグループ。

#	グループ	主な酒類事業会社 (例)	選定理由の要旨	現行リストの該当施設
1	サントリーグループ	サントリーホールディングス、サントリースピリッツ等 (非上場)	国内最大級の総合酒類メーカー。ジン（ROKU・翠）を全国展開	サントリースピリッツ大阪工場、サントリー知多蒸溜所
2	アサヒグループ	アサヒグループホールディングス、アサヒビール、ニッカウヰスキー	大手ビール系総合酒類グループ。ニッカカフェジンを展開	宮城峡蒸留所
3	キリングroup	キリンホールディングス、キリンビール、キリンディスティラリー、メルシャン	大手ビール系総合酒類グループ	(現行リストに該当なし)
4	サッポログループ	サッポロホールディングス、サッポロビール	大手ビール系総合酒類グループ	(現行リストに該当なし)

5	宝グループ	宝ホールディングス、宝酒造	焼酎・清酒・ソフトアルコール飲料の全国大手	（現行リストに該当なし）
6	オエノングループ	オエノンホールディングス、合同酒精、札幌酒精工業、秋田県発酵工業	醸造用アルコール・スピリッツの全国大手	合同酒精 旭川工場、秋田県発酵工業（合同酒精 秋田工場）、札幌酒精工業

注：上場・非上場の別は問わない（サントリーホールディングスは非上場だが該当）。グループの連結子会社・過半議決権保有先を含む。

表2：判定検討中（確定まで保留リスト扱い）

全国ブランドを持つ準大手・中堅であり、「大手」とすべきか確定基準の策定を待って判定するもの。該当施設は確定まで保留リストに収載し、確定件数には算入しない（本則第8章の保留込み件数のみ反映）。

グループ・事業者	区分	論点	現行リストの該当
黄桜	清酒準大手	全国流通の清酒メーカーだが非上場・中堅規模。生産規模軸の閾値次第で判定が分かれる	黄桜株式会社（京都）
月桂冠／白鶴酒造／大関 等の清酒大手	清酒大手	清酒では大手だがスピリッツ事業は小規模。「酒類全体の規模」と「ジン・スピリッツの規模」のどちらで測るかが論点	（現行リストに該当なし）
霧島酒造／三和酒類（いいちこ）等の焼酎大手	焼酎大手	単体売上で表1の一部に匹敵する規模。焼酎大手のジン参入をクラフトと呼ぶかは確定基準の核心論点	（現行リスト内の焼酎系事業者は個別に規模確認）
養命酒製造	上場・薬用酒	東証プライム上場だが酒類売上は中規模。クラフトジン（香の森）は市場でクラフト扱いが一般的	養命酒製造 駒ヶ根工場
オリオンビール	地域ビール大手	沖縄県内では大手だが全国規模とは言い難い	（現行リスト内の沖縄案件と資本関係を要確認）

表3：大手に該当しないことを確認済みの紛らわしい事例（参考）

事業者	確認内容
木内酒造（茨城）	全国・海外で知名度が高いが独立資本の中堅。算入対象
小正醸造（鹿児島）	焼酎中堅・独立資本。算入対象

※表3は判定例の蓄積として随時追記する。

3. 変更履歴

日付	版	変更内容	件数への影響
2026-6-17	1.0	初版制定（表1：6グループ、表2：5類型）	表1により7施設除外、表2により2施設を保留リストへ

4. 今後の検討事項（確定基準の策定に向けて）

1. **規模の測定対象** — グループ酒類売上高か、ジン・スピリッツの生産量か。表2の清酒・焼酎大手の判定はこの選択でほぼ決まる。
2. **閾値の設定** — 参考：ACSA（米国）は年間75万ブルーフガロン未満＋独立資本（独立側が75%超の持分・運営支配権）。国内の規模分布に即した閾値（例：酒類売上高〇〇億円、スピリッツ年間出荷〇kl）はデータ入手可能性を踏まえて検討。
3. **一部出資の扱い** — 大手から少数出資を受けた独立系蒸留所の閾値（本則第5章(3)）。
4. **判定の時点と再集計** — 確定基準への移行時は、本則第10章に従い過去基準日分を再集計する。